

2026年度（令和8年度）福山市社会福祉法人等指導監査等実施方針

1 基本方針

社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監査については、関係法令及び通知等に基づき、法人・施設運営及び利用者の処遇が適正かつ円滑に行われることを目的に、次の事項に留意して実施する。

（１）社会福祉法人

法人の指導監査は、適正な法人運営を確保するため、社会福祉法人制度改革に伴う法人運営体制の確保など、また会計経理事務に係る内部牽制体制の確立及び徹底に向け指導する。

（２）社会福祉施設

利用者本位のサービスが提供され、円滑な事業運営が確保されるよう、自ら提供するサービスの質の評価、職員育成及び経営の効率化、苦情解決の取組みなど、また地域福祉サービスの拠点として施設機能の地域への開放及び災害時の避難行動要支援者への支援体制などの公益的取組みが推進されていることを確認する。

2 2026年度（令和8年度）の重点項目

（１）適正な法人組織の運営

- ア 経営組織のガバナンスの強化（社会福祉法改正に基づく運営体制の確保）
- イ 事業運営の透明性の向上（法令に定める情報の公表）
- ウ 財務規律の強化（適正かつ公正な支出管理等）

（２）適正な会計処理の運用

- ア 内部牽制体制の確立及び徹底による不適正な経理処理の未然防止
- イ 関係法令、通知等に準拠した適正な会計処理
- ウ 経理規程等に基づいた適正な契約手続

（３）社会福祉施設の運営等

- ア 利用者に対して良質で適切な福祉サービスが提供されるよう、自ら提供するサービス及び職員の資質向上への取組み状況
- イ 継続して安定的な事業実施に向けた運営体制の確保
- ウ 労働基準法等の労働関係法令及び就業規則、給与規程等を遵守した適正な職員の雇用状況
- エ 施設機能の地域への開放及び災害時の避難行動要支援者への支援体制などの公益的取組みの状況
- オ 事故発生 of 未然回避、万が一の事故が起きてしまった場合に適切な対応が可能となるよう危機管理の取組み状況
- カ 消防法等に基づく防火・防災対策の実施状況

(4) 社会福祉施設における適切な利用者（児童・入所者）処遇の確保

- ア 個別処遇計画の策定及び適切な福祉サービスの提供
- イ 身体拘束等の虐待や、不適切な保育の防止の取組み
- ウ 感染症、食中毒等予防対策及び発生した場合の対処等の取組み
- エ 苦情解決体制の整備と利用者及び職員への周知
- オ 入所者預り金の適正管理
- カ 退去時の原状回復費用の適正化

3 指導監査の方法及び実施計画等

(1) 指導監査の方法

社会福祉法人及び社会福祉施設

一般監査と特別監査とする。

法人運営、老人福祉施設、障害者支援施設、児童福祉施設については、実地にて行う。

(2) 社会福祉法人指導監査実施計画等

- ア 法人運営は、3年に1回とする。
- イ 老人福祉施設は、3年に1回とする。
- ウ 障害者支援施設は、3年に1回とする。
- エ 児童福祉施設は、1年に1回とする。

※上記アの法人運営の監査については、社会福祉法人等指導監査実施要綱及び社会福祉法人等指導監査実施対象の区分に関する基準に基づき、実施することとする。

※上記イの老人福祉施設及びウの障害者支援施設の監査については、施設の人員、設備及び運営に関して疑義が生じ詳細を確認する必要がある場合又は一般監査において課題等があり継続して確認が必要な場合は、実地監査を行った翌年度にも実地又は書面（オンライン等の活用）により監査を実施することとする。

(3) 留意事項

- ア 施設を監査する所管部署との連携を図り、より効果的な指導を行う。
- イ 広島県が所管する法人又は施設への実地監査においては、それぞれ連携を図る。

(4) その他

新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止を図ることから、社会福祉法人及び社会福祉施設の監査については、感染状況に留意し、実施時期の延期等を検討することとする。